

仙台市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

仙台市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年仙台市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和四十二年政令第二百七十四号」の下に「。第十五条において「政令」という。」を加える。

第十五条中「三十一万五千円」を「政令第二条の二の規定により同条の平均給与額の三十日分に相当する金額を加えることとされる額（政令の改正に際し定められた同条の規定に係る経過措置の規定の適用に係る葬祭補償の額の算定にあつては、当該経過措置の規定により同条の平均給与額の三十日分に相当する金額を加えることとされる額）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。